

墨田区営住宅条例の一部を改正する条例（案）概要

1 概要

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正により同法の題名が改められることに伴い、所要の規定整備をする必要があるため、墨田区営住宅条例第6条第3項第8号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改める。

2 施行日

平成26年1月3日